

酒 類 等 製 造 免 許 の 新 規 取 得 者 名 等 一 覧

令 和 8 年 7 月 31 日
仙 台 国 税 局

当局管内の青森県における、令和8年6月1日から令和8年6月30日までの酒類等製造免許の取得者等は次のとおりです。

税務署名	免許等年月日	申請等年月日	製造者氏名又は名称	製 造 場 所 在 地	免許等 区分	品目	処理区分
青森			該当なし				
弘前			該当なし				
八戸	令和8年6月24日	令和7年12月15日	津久井 章弘 winery春日屋	八戸市柏崎一丁目8番27号 第2小倉ビル	酒類	果実酒	新規
黒石			該当なし				
五所川原			該当なし				
十和田			該当なし				
むつ			該当なし				

(注)氏名又は名称等については、常用漢字による表示をすることがあります。